令和２年　成人式について

問合せ 生涯学習課　生涯学習担当　☎0495-77-4651　FAX0495-77-5066

日時　1月12日(日)　午前9時45分受付　10時30分式典開始　※式典開始前にアトラクション演奏予定

場所　中央公民館ホール

対象　平成11年4月2日～平成12年4月1日までに生まれ、現在、神川町にお住まいの方。

※現在、町に住民登録がなく、町の成人式に出席希望の方は、11月末までに生涯学習課へお問合せください。

○成人式実行委員を募集します

～自分たちで成人式を企画・運営してみよう～

成人式を企画・運営する実行委員を、新成人の中から募集します。

募集人員：6～8人

募集期間：11月22日(金)まで

内容：式の企画・運営(司会・成人の言葉など)

例年12月～1月に会議を2回程度行っています。

※生涯学習課職員がサポートします。

申込・問合せ：生涯学習課　生涯学習担当

成人式実行委員会では、久しぶりに会う級友たちと打ち合わせや準備などを楽しく行うことができました。当日は緊張しましたが、一生に一度の良い経験になりました。次に成人を迎える皆さんもぜひ実行委員になって「自分たちの成人式」を盛り上げましょう！

平成31年成人式　実行委員長
中島　愛里奈　さん

○成年年齢引き下げ後も20歳での成人式典を継続します

この度、令和4年(2022年)4月の民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられますが、神川町では、現在と変わらず20歳での式典開催を継続いたします。18歳での式典開催は参加者の多くが大学受験又は就職といった将来の進路に関わる大切な時期であり、落ち着いた環境で式典を祝うことは困難であることが主な理由です。

活用しよう！神川町観光振興事業

問合せ 経済観光課　商工観光担当　☎0495-77-0703　FAX0495-77-3915

○神川町観光振興事業補助金

地域の自然や景観、歴史、文化、産業その他の豊かな観光資源を積極的に活用し、観光振興の効果が期待できる事業を実施する際の経費の一部を町が補助します。

対象者　神川町に居住又は勤務する5人以上の者で構成され、かつ、その活動の拠点が町内にある団体。
※政治、宗教又は営利を目的とする団体を除く。

補助対象事業及び補助率　下記の表及び町長が必要と認めるもの

補助事業	対象経費	補助率	補助限度額
地域観光振興事業	観光案内及び観光情報の提供に要する経費	2分の1以内	50万円
	観光資源の発掘及び観光地の環境美化に要する経費		
	観光資源の調査、研究、保全及び開発に要する経費		
	町民、町内事業者等の観光振興に対する気運を醸成するための研修会の実施等に関する事業		
観光イベント事業	観光客を町内に呼び込むためのイベント実施に要する経費		
観光宣伝事業	観光資源の宣伝及び紹介並びに観光客の誘致に要する経費		
観光土産品等開発事業	観光土産品等の開発又は改良事業に要する経費		
その他観光振興関連事業	上記以外の観光振興事業に要する経費		

※補助金の申請には事業企画書、予算書、団体概要書等が必要となります。詳しくは経済観光課へお問合せいただくか、町ホームページで「神川町観光振興事業補助金交付要綱」をご覧ください。

※補助金は予算の範囲内で交付しますので、上限に達し次第終了します。(今年度予算：100万円)

８月２５日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です

問合せ 選挙管理委員会　☎0495-77-2114　FAX0495-77-3915

「埼玉県知事選挙」が8月8日(木)告示、8月25日(日)投開票の日程で行われます。

○投票時間・投票所

投票時間は、第10投票所を除き、午前7時から午後8時までです。(第10投票所は午後7時まで)

投票所は10か所です。郵送される入場券に投票所名が書いてあります。

指定された投票所以外では投票できませんので、必ず投票所の確認をお願いします。

※第4投票所は、貫井集会所から**小浜集会所(小浜640－1)**に変更となりますのでご注意ください。

※第3投票所についても、先月の参議院議員選挙から**八日市集会所**に変更となっています。

○期日前投票

やむを得ない事情で投票日の時間内に投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます。

【期日前投票場所】**◆入場券をお持ちください。**

期日前投票所	期日前投票所を設ける期間	期日前投票所を設ける時間
神川町役場町民ホール	8月9日(金)～24日(土)	午前8時30分～午後8時
神泉総合支所相談室	8月21日(水)～24日(土)	

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設　第４期指定管理者募集

申込・問合せ 児玉郡市広域市町村圏組合　総務課　☎0495-27-2241

1　施設の概要　(1) 名称　児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設

(2)所在地　本庄市東五十子167番地3　(3)設置時期　平成12年5月1日

(4)施設概要　構造　鉄筋コンクリート造3階建　敷地面積　4,913.6㎡

延床面積　4,265㎡　施設内容　温水プール　浴室1、2　部屋等

2　指定管理者が行う業務

(1)余熱利用施設の利用許可に関する業務　(2)余熱利用施設の利用に供する業務

(3)余熱利用施設の利用に係る料金の収受に関する業務　(4)余熱利用施設の維持管理に関する業務

(5)上記に掲げるもののほか、余熱利用施設の管理運営上、管理者が特に必要と認める業務

3　指定期間　令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

4　募集要項等配布期間　8月1日(木)～23日(金)(土・日・祝日を除き、午前9時～午後4時30分)

※組合ホームページ(http://www.kodamakouiki.jp)からもダウンロードできます。(申請書等は除く)

5　現地説明会　8月26日(月)

6　受付期間　9月5日(木)～20日(金)(土・日・祝日を除き、午前9時～午後4時30分)

※申請は、窓口への提出に限ります。申請書等の書類の確認を行いますので、申請に際しては事前に電話のうえ、お持ちください。

7　募集要項等の配布・申請書の提出・問合せ

〒367－0024 本庄市東五十子151番地1　児玉郡市広域市町村圏組合　総務課

☎0495-27-2241　FAX　0495-27-2242